



熊本県公報

第 1 2 4 1 0 号

平成 27 年 4 月 17 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○指定代理納付者の指定	(税務課) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 2
○荒尾都市計画道路の変更(熊本県決定)	(都市計画課) 2
○長洲都市計画道路の変更(熊本県決定)	() 2
○平成 27 年度保育士登録業務及び手数料徴収事務の委託	(子ども未来課) 2
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	(社会福祉課) 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止	() 3
○熊本県子ども総合療育センターの使用料等収納事務の委託	(障がい者支援課) 3
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(くらしの安全推進課) 3
○本渡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(熊本県決定)	(都市計画課) 4
○牛深都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(熊本県決定)	() 4
○道路の供用開始	(道路保全課) 4
○道路の供用開始	() 4
○道路の供用開始	() 5
公 告	
○土地改良区定款変更の認可	(農村計画課) 5
○公共測量の終了	(監理課) 5
○基本測量の終了	() 5
○公共測量の終了	() 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 6
○平成 27 年度 P P C 用紙単価契約に係る落札者の決定	(管理調達課) 6
○平成 27 年度 P P C 用紙単価契約に係る落札者の決定	() 6
○平成 27 年度 P P C 用紙単価契約に係る落札者の決定	() 7
○平成 27 年度 P P C 用紙単価契約に係る落札者の決定	() 7
○平成 27 年度熊本県献血推進計画の策定	(薬務衛生課) 7
○農用地利用配分計画の認可	(農地・農業振興課) 9
登 載 依 頼	
○自動車任意保険契約に係る一般競争入札の実施	(警察本部警務課) 9

告 示

熊本県告示第 4 1 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 25 条の 2 の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容
ふるさとくまもと応援寄附金
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- 4 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
(1) V I S A
(2) M a s t e r C a r d
(3) J C B
(4) A m e r i c a n E x p r e s s

(5) ダイナース

熊本県告示第414号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
かしま 上益城郡嘉島町上島28	株式会社晶栄 上益城郡嘉島町上島28 後藤 晶子	就労継続支援A型	平成27年4月1日

熊本県告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
荒尾都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
荒尾市大字大島字割山、字星穂山、字笹原、字新四ツ山、字南新地、大島町四丁目、大字宮内出目字北外平、字南外平、大字荒尾字上磯、字下磯、大字増永字北外磯、字南外磯、大字一部字外磯、大字蔵満字外磯、大字牛水字上磯、字中磯及び字下磯の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第416号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
長洲都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
長洲町大字長洲字新山、字上一丁目、字上二丁目及び字上六丁目の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第417号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり手数料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 委託の内容
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第110号の2に規定する保育士登録申請手数料、同項第110号の3に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第110号の4に規定する保育士登録証再交付手数料の徴収の事務
- 2 委託の相手方
社会福祉法人日本保育協会
東京都千代田区麹町一丁目6番2号アーバンネット麹町ビル6階
- 3 委託する期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

熊本県告示第418号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
井上歯科医院	葦北郡芦北町花岡1846-8	平成16年1月1日

熊本県告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
井上歯科医院	葦北郡芦北町花岡1846-8	平成16年1月1日

熊本県告示第420号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり使用料及び手数料の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 委託の内容

熊本県子ども総合療育センター条例（昭和30年熊本県条例第28号）第5条第1項に規定する使用料（同項に規定する診療等に係るものに限る。）及び熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第638号から第640号までに規定する手数料（窓口において現金で納められるものに限る。）の収納の事務

2 委託の相手方

株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

3 委託する期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

熊本県告示第421号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成27年4月9日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	いんらんな女神たちー目覚めー（オーピー） 娼婦の館 突かれて濡れる（新東宝） 挑発ウエイトレスおもてなしC a f e（オーピー） 団鬼六原作 妖女（新東宝） めぞん美熟女ぬるぬる下宿（オーピー） 本番不倫七人の人妻（新東宝） ヴァージン日記指の戯れ（オーピー） 淫乱症OLと美人妻不倫のしたたり（新東宝） 変態（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第422号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
本渡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
本渡都市計画区域
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第423号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
牛深都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
牛深都市計画区域
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字木倉字平 2887番地先から 同所 2887番地先まで	29.0	単道改

- 2 供用を開始する期日 平成27年4月24日

熊本県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡相良村大字深水字植竹 1319番1地先から 球磨郡相良村大字深水字田ノ下 1720番1地先まで	276.6	防交安 (交安)

2 供用を開始する期日 平成27年4月17日

熊本県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	宇城市松橋町古保山 1163番9地先から 同所 1206番1地先まで	167.0	防交 (交安)

2 供用を開始する期日 平成27年4月17日

公 告

熊本県公告第250号

球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区理事長宮崎富生から平成27年3月25日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年4月6日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第251号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（1及び3級基準点測量）	平成26年10月14日から 平成27年2月20日まで	菊陽町全域

熊本県公告第252号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
1 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）	1 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	熊本県全域
2 基本測量（国土広域情報修正測量）	2 平成26年6月1日から 平成27年3月31日まで	

熊本県公告第253号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成26年9月27日から 平成27年3月16日まで	玉名郡（一部）

熊本県公告第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市泗水町豊水道下3568番
2, 602.28平方メートル（全体面積6,358.62平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市旭志川辺1875番地
菊池地域農業協同組合

熊本県公告第255号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
平成27年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び購入予定数量
P P C用紙（間伐材パルプ配合紙） A 4 9, 100箱（2,500枚／箱）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年3月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社レイメイ藤井
熊本市西区上熊本一丁目2番6号
- 5 落札金額
1,815円（うち消費税及び地方消費税の額134円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成27年2月6日

熊本県公告第256号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
平成27年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び購入予定数量
P P C用紙（間伐材パルプ配合紙） A 3 570箱（1,500枚／箱）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年3月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社レイメイ藤井
熊本市西区上熊本一丁目2番6号
- 5 落札金額
2,190円（うち消費税及び地方消費税の額162円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成27年2月6日

熊本県公告第257号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
平成27年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び購入予定数量
P P C用紙 A 4 7, 6 0 0箱（2, 5 0 0枚／箱）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年3月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社オフィス田中
熊本市中央区八王寺町41-36-202
- 5 落札金額
1, 3 9 2円（うち消費税及び地方消費税の額103円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成27年2月6日

熊本県公告第258号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
平成27年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び購入予定数量
P P C用紙 A 3 5 0 0箱（1, 5 0 0枚／箱）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年3月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社オフィス田中
熊本市中央区八王寺町41-36-202
- 5 落札金額
1, 6 7 1円（うち消費税及び地方消費税の額123円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成27年2月6日

熊本県公告第259号

平成27年度熊本県献血推進計画を次のとおり定める。
平成27年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 目的
この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）及び第6次熊本県保健医療計画に基づき、平成27年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、献血の推進に関する計画を定めるものである。
- 2 計画の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 平成27年度熊本県献血目標の設定
本県では、県内の医療機関で使用される輸血用血液製剤の需要見込みを基に厚生労働省が設定した原料血漿確保目標量を受け、次のとおり献血の目標量を設定し、計画的な献血の推進に努めることとする。
なお、献血の目標量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等

の利点がある400ミリリットル全血献血及び成分献血の推進及び普及に努める。
 また、献血の推進には市町村及び市町村献血推進協議会の役割が極めて大きいことから市町村ごとの献血目標を設定し、計画的で安定的な献血者の確保を図るものとする。

献血の種類		血液量（リットル）	献血者数（人）
全血 献血	200ミリリットル	204	1,020
	400ミリリットル	22,664	56,660
成分 献血	血漿成分献血	1,502	3,130
	血小板成分献血	4,792	11,980
総 数		29,162	72,790

4 血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施
 より多くの県民に協力してもらうために、市町村、採血事業者等の協力を得て、地域の実情に応じた啓発活動を行うことにより、献血への関心を高める。特に、若年層の献血者が年々減少しているので、若年層の献血への理解の浸透及び献血体験の促進に組織的に取り組むとともに、より効果的な啓発活動を行う。また、県民に対し、献血の必要性、血液の利用実態等について、各種普及啓発活動を通じて正確な情報を伝える。

- ア キャンペーン等の実施
 - (ア) 愛の血液助け合い運動（7月及び8月）
 - (イ) 学生クリスマス献血キャンペーン（12月）
 - (ウ) はたちの献血キャンペーン（1月及び2月）
- イ 移動献血ギャラリーの開催（県内10か所程度）
- ウ パンフレット・啓発資材の作成配布
- エ 報道機関及び各種広報媒体による啓発
 - (ア) テレビ、ラジオ、ホームページ等での広報
 - (イ) 若者向け情報誌、市町村広報誌等への掲載
 - (ウ) 公共交通機関を活用した効率的な広告展開

(2) 若年層等の献血者確保対策
 ア 小・中学生：将来にわたって安定的に血液製剤を供給できる体制の構築を目指し、出前講座を活用して献血の重要性及び献血思想の普及を図る。
 イ 高校生：教育委員会、県私学振興課等と連携して、高校生を対象に献血についての正しい知識の普及、啓発を行うとともに、献血に関する知識を学ぶ「献血セミナー」及び体験学習の実施により、献血の啓発及び推進をする。
 ウ 大学生：熊本県学生献血推進協議会に対し、若年層の献血への関心を深めるための普及及び啓発事業を支援し、育成を図る。

- (ア) 熊本県学生献血推進リーダーの研修会の開催
 - (イ) 「学生クリスマス献血キャンペーン」、「はたちの献血キャンペーン」等による献血啓発活動の実施
 - (ウ) 学内献血への応援
- (3) 企業等における献血の推進対策
 企業等で働く20歳代、30歳代の労働者の献血促進について協力を求める。

- (4) 献血推進組織の育成及び活用
 ア 市町村献血推進協議会との連携
 イ 市町村担当者研修会の開催
 ウ ライオンズクラブ三献運動の推進
 エ 熊本県学生献血推進協議会の活動支援

(5) 複数回献血協力者の確保
 献血受付時に複数回献血への協力を働きかけることにより、季節的又は血液型別の血液不足を未然に回避する。
 また、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を残した団体及び個人に対し、厚生労働大臣表彰等の推薦を行い、表彰状等の伝達式を行うことで、継続的な協力を得る。

5 血液不足等緊急時における献血の確保
 輸血用血液製剤不足時の対応を定めた血液不足等緊急事態における危機管理対応要項に基づき、市町村、熊本県赤十字血液センター及び関係機関が連携を取りながら、必要に応じて、献血不足注意報の発令、緊急献血の実施等の対策を実施する。

- 6 災害時における献血者の確保
 地震等の大規模な災害発生時に必要な血液を供給するため、熊本県災害対策本部、市町村、熊本県赤十字血液センター及び関係機関が連携を密にして必要な措置を講じる。
- (1) 九州ブロック赤十字血液センター（久留米市）の一元管理による速やかな血液製剤の供給
 - (2) 熊本県災害対策本部による血液搬送手段の確保及び訓練の実施
 - (3) 県と日本放送協会との間に締結した放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送実施、市町村の協力による臨時献血の実施等による献血者の確保

熊本県公告第260号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山下 齊博	水俣市久木野	水俣市久木野字高月1615番2
鶴田 義春	水俣市久木野	水俣市久木野字鶴1115番
鶴田 辰己	水俣市久木野	水俣市久木野字鶴1153番1ほか1筆
寒川 敦	水俣市古里	水俣市古里字日添802番1
山内 勇幸	水俣市古里	水俣市古里字日添810番1
古里 一幸	水俣市古里	水俣市古里字平小場539番
古里 津太郎	水俣市古里	水俣市古里字平小場527番
宮本 達美	水俣市大川	水俣市古里字逃口365番2ほか1筆

2 認可年月日

平成27年4月10日

登載依頼**熊警公告第10号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年4月17日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
自動車任意保険契約
- (2) 契約内容
熊本県警察車両1204台に対する自動車任意保険契約
入札説明書及び自動車任意保険仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成27年5月31日から平成28年5月31日まで
- (4) 入札方法
ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規程を準用する。
イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けているもの
- (3) 平成27年4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
- (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所（代理店を除く。）を2店舗以上有し、かつ、1店舗以上を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 県税を完納している者
- (8) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法等

本競争入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格審査申請書」に次の書類を添付し、平成27年4月17日（金）から平成27年5月1日（金）までの日

(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までに4の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

ア 定款

イ 商業登記簿謄本

ウ 営業経歴書

エ 印鑑証明書

オ 最近1年間の県税に係る納税証明書

カ 誓約書

キ 役員等一覧

(2) 申請書の交付、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

4に記載のとおり

(3) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、「資格審査結果通知書」により通知する。

4 契約条項を示す場所等

熊本県警察本部警務部警務課装備係 (熊本県警察本部庁舎3階)

郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-381-0110 内線2314

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

入札参加資格審査結果を通知した日から平成27年5月13日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年5月14日(木)午前10時00分から

イ 場所

熊本県警察本部庁舎3階 301会議室

(4) 入札書の提出方法

入札書(別紙様式1(代理人が入札するときは、委任状別紙様式2)を5の(3)イ記載の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年5月13日(水)午後5時(必着)までに4に掲げる場所へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書き、中封筒の表に契約の名称及び開札日時を朱書き、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、契約の名称を朱書き、中封筒の中に再入札書(別紙様式3)を入れること。

(5) 開札の方法及び日時等

入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係りのない県の職員)のもとに(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行う。

(6) 再入札の日時等について

再入札の日時は、平成27年5月14日(木)午前11時00分とする。

なお、当該日時までに再入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退したものとみなす。

6 その他

(1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 2以上の意思表示をした入札

ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
契約書については作成を要しないものとする。
なお、契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴し、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。
- (7) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去2年の間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）と、この契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。
- ウ ア及びイに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次のとおりとする。
- (ア) 提出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日
- (イ) 提出場所
4に記載のとおり
- エ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (8) その他詳細は入札説明書による。